



三重県公報

令和2年12月1日 (火)

第 163 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
68	三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	2
69	三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾・海岸課)	2
告 示			
836	三重県資源管理方針の策定	(水産資源管理課)	6
公 告			
	皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	8
	三重県栽培漁業基本計画の変更	(水産資源管理課)	9

規 則

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十八号

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

三重県自然環境保全条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別地区内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十一条 条例第十一条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）<u>第二十一条第一項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ハ～リ （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（特別地区内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十一条 条例第十一条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）<u>第十七条第一項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ハ～リ （略）</p> <p>十三 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十九号

三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十八年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式その一を次のように改める。

第1号様式その1(第1条関係)(岸壁、さん橋、浮きさん橋及び物揚場の場合)

入 港 前 手 続 様 式

- 危険物荷役許可申請
- 係留施設使用許可申請
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報
- 停泊場所指定願
- 船舶油濁等損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
- 移動許可申請
- 船舶油濁等損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
- ※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁等損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請にあたっては、この様式を用いる。

三重県知事 あて

船長氏名 _____

申請者名 _____

申請者住所 _____

【外航・内航】

担当者名及び連絡先 _____

船舶基本情報	船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
	船種【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】／【汽船・機船・機帆船・その他】			
	国籍		船籍港	
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号(信号符号)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、ファクシミリ番号その他連絡方法	
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はファクシミリ番号			
	(名前)		(コード)	
	(住所)			
	(電話番号又はファクシミリ番号)			
	運航者名・住所・電話番号又はファクシミリ番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はファクシミリ番号を併記すること)			
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)	
	着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
航海情報	移動理由		移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	連航区分 【入港・移動】	着岸舷側 【左舷・右舷】	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで) (m)
	航路名		【優先指定・定期・不定期】	
	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】(予定日時) 月 日 時 分			

船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量
	入港予定港	(種類) (数量)	(種類) (数量)
	その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）		
危険物情報	入港時	品名（積荷地）・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による撰氏）	こん包の数・正味重量 船舶内の積付け位置
	出港時		
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号		
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）	
		一般船舶等保障契約証明書	
		難破物保障契約証明書	
		C L C 条約証書	
		バンカー条約証書	
	ナイロビ条約証書		
保障契約証明書等を有していない場合の記入事項※	①保険者等の氏名又は名称		
	②保障契約の証書の番号		
	③保障契約の有効期間		
	④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・てん補する契約となっているか		【なっている・なっていない】
	⑤保障限度額		
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無		【有・無】	
備考	※総トン数100トン以上1000トン以下の一般船舶（燃料油濁損害）、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶（船骸撤去等の費用）に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 注2 入港前手続様式については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。（公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。）ただし、入港（本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域）の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。
- 注3 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあつては呼出符号（信号符字）のみ記載すること。
- 注4 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあつては特定海域への入域の有無も含む。
- 注5 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注6 「その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注7 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注8 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注9 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注10 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県港湾施設管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県港湾施設管理条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

三重県告示第 836 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項に規定する三重県資源管理方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定により公表します。

令和 2 年 12 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県資源管理方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、特に沿岸域においては中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力して、本県の管轄する水面の資源管理を行い、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。さらに、同条第 3 項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、休漁や漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携して、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 その他

この方針に定めるもののほか、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（令和2年三重県条例第4号）に基づき、県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るものとする。

第7 三重県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は準備が整ったものから別に定めることとする。

公 告

土森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、令和 2 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 h a
員弁川	水源のかん養	162.81
	土砂の流出の防備	274.96
四日市地区	水源のかん養	3.25
	土砂の流出の防備	239.86
	土砂の崩壊の防備	0.06
鈴鹿川	水源のかん養	84.22
	土砂の流出の防備	281.10
北勢	公衆の保健	288.52
安濃川	水源のかん養	112.17
	土砂の流出の防備	27.55
雲出川	水源のかん養	274.76
	土砂の流出の防備	175.26
津地方	公衆の保健	60.85
櫛田川	水源のかん養	741.54
	土砂の流出の防備	256.11
宮川上流	水源のかん養	1102.41
	土砂の流出の防備	168.04
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	529.02
	土砂の流出の防備	120.34
志摩地区	水源のかん養	66.82
	土砂の流出の防備	76.48
五ヶ所地区	水源のかん養	4.00
	土砂の流出の防備	24.04
吉津地区	水源のかん養	250.78
	土砂の流出の防備	93.40
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.72
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27.88
伊賀地区	水源のかん養	173.26
	土砂の流出の防備	255.84
伊賀	公衆の保健	92.46

尾鷲地区	水源のかん養	819.11
	土砂の流出の防備	307.04
紀北	公衆の保健	23.02
木本地区	水源のかん養	67.38
	土砂の流出の防備	24.96
熊野川	水源のかん養	197.87
	土砂の流出の防備	190.12
紀南	公衆の保健	1.00

沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定により、三重県栽培漁業基本計画（平成 33 年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画）の一部を次のとおり変更しましたので公表します。

令和 2 年 12 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第 2 種苗の生産及び放流又は育成を推進することが適当な水産動物の種類

- 魚 類 まだい、ひらめ、とらふぐ、かさご
- 貝 類 あわび
- 甲 殻 類 くるまえび、よしえび
- その他動物 なまこ

第 3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成 33 年度において種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時のサイズは、次のとおりとします。

- 魚 類 まだい 50 万尾（平均全長 60 mm）
- ひらめ 16 万尾（平均全長 80 mm）
- とらふぐ 25 万尾（平均全長 50 mm）
- かさご 8 万尾（平均全長 50 mm）
- 貝 類 あわび 80 万個（平均殻長 25 mm）
- 甲 殻 類 くるまえび 140 万尾（平均全長 40 mm）
- よしえび 180 万尾（平均全長 30 mm）
- その他動物 なまこ 3 万個（平均全長 7 mm）

なお、平成 33 年度の本県における種苗生産数量及び生産時のサイズは、次のとおりとします。

- 魚 類 まだい 60 万尾（平均全長 30 mm）
- ひらめ 20 万尾（平均全長 30 mm）
- とらふぐ 30 万尾（平均全長 20 mm）
- かさご 8 万尾（平均全長 50 mm）
- 貝 類 あわび 100 万個（平均殻長 15 mm）
- 甲 殻 類 くるまえび 210 万尾（平均全長 17 mm）
- よしえび 300 万尾（平均全長 17 mm）
- その他動物 なまこ 3 万個（平均全長 7 mm）

第 6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

平成 33 年度における種苗生産機関の水槽容量当たりの種類別種苗生産数量及び生産時のサイズは、次のとおりとします。

- ま だ い 1m³当たり 5,000 尾（平均全長 25 mm）
- ひ ら め 1m³当たり 2,000 尾（平均全長 30 mm）
- と ら ふ ぐ 1m³当たり 2,000 尾（平均全長 20 mm）
- か さ ご 1m³当たり 2,000 尾（平均全長 25 mm）

- あ わ び 1m³当たり 5,000 個 (平均殻長 15 mm)
- くるまえび 1m³当たり 10,000 尾 (平均全長 17 mm)
- よしえび 1m³当たり 10,000 尾 (平均全長 17 mm)
- な ま こ 1m³当たり 5,000 個 (平均全長 7 mm)

3 技術開発水準の到達すべき段階

種 類	基 準 年 (平 成 2 7 年 度) に おける 平均的 技術 開発 段階	目 標 年 (平 成 3 3 年 度) に おける 技術 開発 段階
ま だ い	E	E
ひ ら め	E	E
と ら ふ ぐ	D	E
か さ ご	C	D
あ わ び	D~E	E
く る ま え び	D	E
よ し え び	C	D
い せ え び	A	B
な ま こ	B~C	C
が ざ み	A~B	B

- (注) A：新技術開発期(種苗生産の基礎技術開発を行う。)
 B：量産技術開発期(種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術開発を行う。)
 C：放流技術開発期(種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。)
 D：事業化検討期(対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。)
 E：事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。)
 F：事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する。)

変更後

第2 種苗の生産及び放流又は育成を推進することが適当な水産動物の種類

- 魚 類 まだい、ひらめ、とらふぐ、かさご
- 貝 類 あわび
- 甲 殻 類 くるまえび

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和3年度において種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時のサイズは、次のとおりとします。

- 魚 類 まだい 50万尾 (平均全長 60 mm)
- ひらめ 16万尾 (平均全長 80 mm)
- とらふぐ 25万尾 (平均全長 50 mm)
- かさご 8万尾 (平均全長 50 mm)
- 貝 類 あわび 80万個 (平均殻長 25 mm)
- 甲 殻 類 くるまえび 140万尾 (平均全長 40 mm)

なお、令和3年度の本県における種苗生産数量及び生産時のサイズは、次のとおりとします。

- 魚 類 まだい 60万尾 (平均全長 30 mm)
- ひらめ 20万尾 (平均全長 30 mm)
- とらふぐ 30万尾 (平均全長 20 mm)
- かさご 8万尾 (平均全長 50 mm)
- 貝 類 あわび 100万個 (平均殻長 15 mm)
- 甲 殻 類 くるまえび 210万尾 (平均全長 17 mm)

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

令和3年度における種苗生産機関の水槽容量当たりの種類別種苗生産数量及び生産時のサイズは、次のとおりとします。

- ま だ い 1m³当たり 5,000 尾 (平均全長 25 mm)
- ひ ら め 1m³当たり 2,000 尾 (平均全長 30 mm)

- とらふぐ 1m³当たり 2,000 尾 (平均全長 20 mm)
- かさご 1m³当たり 2,000 尾 (平均全長 25 mm)
- あわび 1m³当たり 5,000 個 (平均殻長 15 mm)
- くるまえばい 1m³当たり 10,000 尾 (平均全長 17 mm)

3 技術開発水準の到達すべき段階

種 類	基 準 年 (平 成 2 7 年 度) に おける平均的技術開発段階	目 標 年 (令 和 3 年 度) に おける技術開発段階
ま だ い	E	E
ひ ら め	E	E
と ら ふ ぐ	D	E
か さ ご	C	D
あ わ び	D~E	E
く る ま え び	D	E
よ し え び	C	D
い せ え び	A	B
な ま こ	B~C	C
が ざ み	A~B	B

- (注) A：新技術開発期(種苗生産の基礎技術開発を行う。)
 B：量産技術開発期(種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術開発を行う。)
 C：放流技術開発期(種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。)
 D：事業化検討期(対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。)
 E：事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。)
 F：事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する。)

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
